

令和3年度諮問（情）第10号
答申（情）第106号

「教職員の懲戒処分に関する公文書部分開示決定に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、教職員の懲戒処分に係る公文書部分開示決定については、改めて公文書の特定を行い、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第15条第1項又は2項の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和2（2020）年8月31日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

令和元年9月3日開催の栃木県教育委員会定例会において、第5号議案「学校職員の懲戒処分について」にて審議された教員の処分（以下、「非違行為事案」という。）に関する下記事項を含む一切の文書・図画及び電磁的記録。非開示となる場合には、非開示となる文書の個別具体的な名称を教示されたい。

- ・非違行為事案に関する議事録等、関係書類一切
- ・非違行為事案に関して作成した文書及び審議に当たって配布した文書一切
- ・学校職員の懲戒に関する条例に基づき作成、保有した文書一切（処分説明書等）
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき作成、保有した文書一切（市教育委員会の内申書、副申書を含む学校長の意見等）
- ・処分原案及び処分原案作成時の参考資料
- ・被懲戒者に対する聴聞記録
- ・市教育委員会から提出された非違行為に関するすべての文書

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、「栃木県教育委員会定例会会議次第」ほか1文書及び「事故概要」ほか22公文書の計25文書を対象公文書として特定し、前者について公文書開示を、後者について別記1①～③の情報を非開示とする公文書部分開示を決定し、令和2（2020）年10月30日付で審査請求人宛て通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 3（2021）年 1 月 29 日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、令和 3（2021）年 12 月 24 日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

- (1) 審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
ただし、個人の「住所」「氏名」「生年月日」「印影」及び教職員の「学校名」については非開示部分の開示を求めない。
- (2) 審査請求人は、本件懲戒処分に関する保有文書一切の開示を求めたが、全ての文書が開示されていないことが明らかであるので、本件懲戒処分に関する保有文書一切の開示を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求書の理由は、審査請求書、反論書及び審査請求人の口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 栃木県情報公開条例第 7 条第 2 号（個人に関する情報）及び第 5 号を非開示の根拠とするが、個人の「住所」「氏名」「生年月日」「印影」及び教職員の「学校名」を除きいずれも理由がない。

イ 少なくとも以下の文書が存在するはずであるのに、開示文書に含まれていない。

(ア) 本件懲戒処分案作成以前（平成 31 年 3 月 22 日）に、栃木県教育委員会に提出した審査請求代理人弁護士作成の文書（以下「意見書」という。）。

(イ) 同日、審査請求人兩名と代理人弁護士が事務局と面談を行った際の記録文書及びメモ

(2) 反論書及び口頭意見陳述

ア 非開示理由の提示について

非開示とするのであれば、実施機関において、個別具体的にその実質的な理由を明らかにしなければならないところ、主観的・形式的・抽象的な

理由を述べるにすぎず、非開示の理由として認められるものではない。

イ 公文書の特定について

- (ア) 意見書は処分に関わる文書に該当しないという実施機関の弁明は、被害者の心情にも配慮して処分を行うという過去の教育委員会の説明に反し、被害者の心情（が書かれた意見書）は処分案の作成に全く考慮されなかったということになる。

意見書は、加害教員への懲戒処分への意見を述べる目的で設定された面談の際に提出したものであり、教員の処分に関して実施機関が取得した文書にほかならない。

- (イ) 審査請求人兩名が提出した要望書（以下「要望書」という。）も開示された文書に含まれていない。
- (ロ) 平成31年3月22日の審査請求人等と教育委員会の面談記録は作成していないと弁明するが、公務員が第三者との面談を記録していないとはあり得ないし、実際、面談の際に実施機関職員が記録行為をしているのを目撃しており、不作成は明らかに虚偽である。
- (エ) 教育委員会会議録については全部開示となっているが、簡略的な記載にとどまっており、これに付随した会議録（誰がどのような発言をした等）は存在していると思われる、開示を求める。
- (オ) その他存否が明らかでない文書

処分原案の作成にあたって参照した資料等、存否が明らかになっていない文書が相当数あるものと思料される。

ウ 非開示部分について

- (ア) 開示を請求する範囲

別記1の⑤教員の年齢、⑧教員の公務（校務）分掌等に関する情報、⑨教員の勤務歴、⑫教員に対する刑事処分内容、⑬教員に対する県公安委員からの行政処分内容、⑭民事裁判の判決内容等、⑮教員の思想及び反省等、⑯人事に係る内部管理情報、⑰教員の勤務状況、⑳教員の所属校の管理職の思想及び反省等、㉑児童の保護者に関する情報、㉒児童の行動の開示を求める。

- (イ) 加害教員に関する情報について（⑤教員の年齢、⑧教員の公務（校務）分掌等に関する情報、⑨教員の勤務歴、⑰教員の勤務状況）

加害教員の住所・氏名等の記述を取り除くことにより特定の個人が識別できない状態になっており、また、これらを公開しても個人の権利利益が害されないと認められるため、条例第7条第2号本文後段には該当しない。

なお、条例第7条第2号本文前段に該当するとしても、これらの情報は当該加害教員（公務員）の職務遂行に係る情報である。

これらが開示されても被害児童を識別することはできず、仮に、加害教員の氏名等が明らかになったとしても、加害教員と被害児童は別々の学校に在籍しており、また、加害教員の氏名は新聞報道等によっても明らかにされておらず、被害児童は識別されない。

- (ウ) 「教職員の懲戒処分について（内申）」記載の情報について（⑫教員に対する刑事処分内容、⑬教員に対する県公安委員会からの行政処分内容、⑭民事裁判の判決内容等）

これらの情報は、その流通の範囲を当該個人の支配下に置くべき情報とは解されない。民事及び刑事訴訟においては、何人も訴訟記録の閲覧が認められる旨規定されており、当該個人を離れて閲覧されることを前提としている。

また、法令の規定によって公開され何人でも閲覧できるのであるから、条例第7条第2号ただし書きアにも該当し、公開すべきである。

本件非違行為は通勤途上のものであって、職務遂行の過程で発生したものと云わざるを得ず、完全な公務外の非違行為ではない。公務と密接に関連した非違行為である。

特定の個人を識別しえないにもかかわらず、個人の評価が低下することは無く、プライバシーを侵害することなどありえない。

- (エ) ⑮教員の思想及び反省等、⑯人事に係る内部管理情報

教員の思想及び反省等についてであるが、記載されているのが非違行為の動機であるのか、教員の思想及び反省等に該当する情報であるか判然としない。客観的な情報であれば開示されるべきであって、形式的に判断するのではなく、インカメラ審理の上、実質的に判断しなければならない。

人事に係る内部管理情報については、「処分案」2頁の「故意または過失の程度」は、民事裁判の結果という客観的な情報に基づくものであって、事

情聴取の結果ではありえないし、「児童生徒、保護者、他の教員及び地域に与えた影響」も、客観的な評価の問題であり、「過去の非違行為歴」「その他（勤務態度等）」も客観的な情報である。これらを公開したとしても人事事務に支障が生じるとは考えられない。本県の類似事例や他県の類似事例も同様と判断すべきである。

外部に公表しない前提で収集した内容との弁明であるが、開示・非開示は条例7条各号の非開示情報該当性で判断されるべきであり、安易に非開示とするのは適当でない。

また、聴取内容が開示されたとしても、個人識別情報は非開示となるのだから、被処分者が証言及び記載を躊躇することは想定できない。また、事実関係については裁判文書等の資料を閲覧すること等により把握が可能である。

さらに、聴取内容等の公開の如何に関わらず非違行為に対する反省の態度は懲戒処分判断に影響するのであるから、（聴取内容等の公開により）真摯な反省を促すことが困難になるとは考えられない。

(オ) 「事故調査」及び「顛末書」について

題名が「事故調査」であり、懲戒処分などの検討等の服務管理に関する事務に該当しない。そのため、7条5号の非開示情報に該当しない。

「顛末書」も、直接的に懲戒処分を目的に作成されたものではないので、同様にその記載内容は7条5号に該当しない。

人事に関する情報ではあっても、公開することによって人事事務に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない情報もある。例えば校長が述べた部分については、公開の如何に関わらず、校長はその職責を全うして適切に報告すると考えられる。

(カ) ⑱職員の勤務状況について

公務員の職務遂行に係る情報であるから公開されるべきである。

(キ) 所属校の管理職の思想及び反省等

反省や心情といった内心に関するもの以外の部分もあると思われ、校長の職務遂行情報と考えることもでき、形式的に審査するのではなく、インカメラ審理の上、実質的に判断しなければならない。

(ク) ㉑児童の保護者に関する情報、㉒児童の行動について

特定の個人が識別できなくなっており、個人の人格権に関わるようなセンシティブ情報は含まれていないと考える。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書の性質について

一部非開示とした公文書は、本件開示請求に関する教育事務所長作成による進達書、市町 教育委員会教育長作成による進達書、学校長作成による事故報告書、体罰を行った教職員作成による顛末書及び県教育委員会が教職員に対して行った事情聴取記録等（以下「本件公文書」という。）である。

ア 文書の特定について

開示決定時に特定した文書のほかに公文書は存在しない。

審査請求人が主張する意見書は存在しているが、懲戒処分の量定の決定に関係しない文書であり、開示請求を求める文書には該当しないと判断した。

被害児童の両親等との面談記録は作成していない。

イ 部分開示決定の理由

(ア) 条例第7条第2号前半該当（個人識別可能）

①事故発生日時、②事故発生場所及び発生場所につながる情報、⑤教員の年齢、⑧教員の校務分掌に関する情報、⑨教員の勤務歴、⑩教員の資格・免許等の種類、⑪教員の家族の状況、⑫教員の運転歴、⑭児童が所属する学年、⑮児童の年齢、⑯保護者に関する情報、⑰臨時保護者会実施日、⑱児童の法要等に関する情報、㉒児童の行動について

事故発生日時、事故発生場所及び発生場所につながる情報は、個人に関する情報であり、情報公開請求により、当該事故が発生した年度の交通事故における情報と新聞やインターネット等すでに公開されている情報と併せることで、特定の個人（児童・教員）を識別することが可能である。

教員の具体的な校務分掌や過去の勤務歴、資格・免許、家族の状況、運転歴は、個人に関する情報であり、他の情報と併せることにより、特定の個人が識別又は識別し得る情報である。

児童又は保護者に関する情報は、個人に関する情報であり、他の情報と併せることにより、特定の個人（児童及び保護者）が識別又は識別し

得る情報である。

これらの情報は、条例第7条第2号但し書のいずれにも該当しないため、非公開とする。

- (ウ) 条例第7条第2号後半該当（個人が特定されなくてもなお、権利利益を侵害するおそれのある情報）

⑫教員に対する刑事処分内容、⑬教員に対する県公安委員会からの行政処分内容、⑭民事裁判の判決内容等、⑮教員の思想及び反省等、⑰教員の健康状態、⑱教員の勤務状況、⑳管理職の思想及び反省等、㉑児童が所属する学年、㉒児童の年齢、㉓保護者に関する情報、㉔臨時保護者会実施日、㉕児童の法要等に関する情報、㉖児童の行動

本件懲戒処分の原因行為たる道交法違反行為は、職員の職務遂行の過程で発生したものではないため、条例第7条第2号ハに該当しない。

教員の思想及び反省等、健康状態、勤務状況、管理職の思想及び反省等の情報は、個人に関する情報であり、教員が非違行為を行ったことに対する反省や心情、当該教員の所属校の管理職の反省や心情を記載しているため、教員及び教員の管理職個人の人格等に密接にかかわる情報である。また、顛末書等これらが記載された文書は、非違行為の詳細な経緯やその動機、教員の当時及び現在の心境等が具体的に記載された部分、教員及び管理職等、関係者の非違行為後の改悛状況、動静や発言内容などを記載した部分、教員の人物評価が具体的に記載された部分を含むため、個人の人格と密接に関わる情報である。

刑事処分、行政処分、民事裁判の判決内容等に関する情報は、教員が処分を受けたことを示すもの、公務外における非違行為を示すものにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有するものであり、公開された場合、個人のプライバシーを著しく侵害する情報といえる。

児童又は保護者に関する情報は、個人に関する情報であり、児童が事故に遭ったことに関する状況、保護者の思想や心情を記載しているため、児童及び保護者のプライバシーに密接にかかわる情報である。

これらの情報は、個人の人格権にかかわるような情報で、流通の範囲を個人の管理下に置くべき情報であるため、情報を公開することにより、個人の権利利益を著しく害するおそれのある情報といえる。また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とする。

なお、刑事処分内容、顛末書及び事故調査等の内容は、本件懲戒処分を行う上で大きく関係するものであり、人事管理に係る事務に関し、公正

かつ円滑な人事の確保に影響があるため、条例第7条第2号後段だけでなく同条第5号にも該当することを補足する。

- (エ) 公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報（条例第7条第5号該当）

⑩人事に係る内部管理情報

懲戒処分の実施にあたっては、教職員がどのような行為を行ったのかを明らかにするため、被害の程度及び被処分者の行為の内容等、事実を詳細に確認した上でその調査結果を総合的に検討、判断して処分案を作成し、慎重に審議、検討を行っている。

これらは、被処分者や関係者等から、本人にとって有利あるいは不利にかかわらず、詳細にわたって包み隠さず事情聴取し、作成したものであるから、このような情報が公開されるということが公になった場合、教育委員会における教職員の行政処分等の管理に係る事務が困難となる。また、他県の類似事例については、本件懲戒処分の量定を検討する上で聞き取った情報であるが、当該情報は、同じ地方公共団体として外部には公開しないという前提の下、業務上の必要性を考慮の上、他県の担当者から任意で提供されたものである。これらの情報を公開すると、他県との信頼関係を失い、今後、必要な情報を得られなくなってしまうことが予想される。よって、県の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

そして、これらの情報は、通常、一般に公開されることは前提としておらず、被処分者や関係者においても、事後一般に公開されないことに対する合理的な期待があったと考えることが相当である。仮に、これらの内容が開示され、被処分者及び関係者の教育委員会に対する信頼を裏切ることはもとより、今後非違行為があった場合に、被処分者や関係者が公開されることを憂慮し、事実をありのままに証言及び記載することに消極的になるなどして、具体的かつ詳細な情報が十分得られなくなるおそれがある。その結果、懲戒処分の対象となる事実が正確に把握できなくなるだけでなく、非違行為に対する真摯な反省を促すことが困難となり、公正かつ適正な人事管理を行うことに支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにす

るとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書の特定について

開示請求書の補正等が行われていない場合、実施機関は開示請求書に記載された内容について、その記載内容から読み取れる文書を対象文書として判断すべきであり、請求内容に不明な点があれば補正等を開示請求者に命じるべきである。

本件では、公文書開示請求書に書かれている内容からは、当該懲戒処分に関して作成、保有している公文書の全ての開示を請求していると読み取れる。

実施機関は請求内容を「懲戒処分の量定に関するもの」と判断し開示決定及び部分開示決定を行ったが、文書の特定について開示請求者に確認などが不十分であったと認められる。

実施機関への口頭意見聴取や、審査会事務局職員をして行った実地調査からは、本件公文書以外にも、審査請求人が代理人と共に実施機関と面談した際に提出した「懲戒処分に対する意見書」及び「要望書」、教育事務所において義務教育課への書類進達に際して作成した文書が存在することが認められた。

一方で、審査請求人が主張する実施機関と審査請求人の面談時の記録については存在が確認できず、その他の文書も調査の範囲内では確認することはできなかったが、実施機関には対象文書の再調査が求められる。

よって、実施機関はこれらの文書を含め、対象文書を再度特定し、開示決定等を改めて行うべきである。

3 非開示個所の判断について

本件公文書は、教職員の懲戒処分について処分案を栃木県教育委員会の会議に付議するための決裁文書及びその添付資料である。

実施機関は、条例第7条第2号又は同条第5号に該当することを理由に、別掲1の①から⑳の情報について非公開としているものであるが、審査請求人はそれらのうち、⑤教員の年齢、⑧教員の公務（校務）分掌等に関する情報、⑨教員の勤務歴、⑫教員に対する刑事処分内容、⑬教員に対する県公安委員会からの行政処分内容、⑭民事裁判の判決内容等、⑮教員の思想及び反省等、⑯人事に係る内部管理情報、⑰教員の勤務状況、⑱教員の所属校の管理職の思想及び反省等、㉑児童の保護者に関する情報、㉒児童の行動の公開を求めていることから、以下、当該情報の非開示情報該当性を検討することとする。

前提として、本件懲戒処分の原因となった事故については、部活動指導の後の帰宅中の事故であり、任命権者の支配下にあったとは認められず、事故時の教職員の行動は、条例第7条第2号ウに規定する公務員の職務の遂行に際しての職務の内容に係る情報とは認められないと判断した。

(1) 個人が特定され得る情報

ア 教員の年齢

すでに開示されている情報をもとにインターネットで検索すると、本件懲戒処分の原因となった交通事故を含む複数の記事が確認できる場所である。教員の年齢が判明するとさらに事件が特定され、ひいては被害児童の氏名等が判明してしまうおそれがあることが確認でき、実施機関の判断は妥当である。

イ 勤務履歴や校務分掌に関する情報

勤務履歴のうち、勤務する学校名については教員の異動情報は新聞などで公開されており、それらの情報と照合することにより、教員氏名が判明するため、実施機関の判断は妥当であった。

ただし、勤務する学校名を非開示とすれば、勤務年数欄や校務分掌の一部については開示しても、個人が特定されるおそれはなく、別記2に記載する部分については開示すべきである。

ウ 児童に関する情報

インカメラ審理を行ったところ、当該部分には児童の事故時の様子が記載されており、その情報をもとにインターネットなどで検索することにより容易に個人が特定されてしまうおそれがあり、非開示とした実施機関の判断は妥当であった。

(2) 個人が特定されなくてもなお個人の利益を害するおそれがある情報

ア 教員の刑事裁判、民事裁判、行政処分の内容

通常他人には知られたくない情報であり、個人の管理下に置くべき情報と認められ、個人が特定されなくてもなお個人の利益を害する情報と認められる。よって、当該情報は条例第7条第2号の規定に該当し、非開示とするのが妥当と考えられる。

イ 児童の保護者に関する情報

インカメラ審理を行ったところ、当該部分には事故や教員に対する保護者の心情や発言等が記載されており、その内容は個人が特定されなくてもなお、非開示とすべき個人に関する情報と判断される部分が存在する。

しかし、その一部には単なる事実を記載した部分と判断できる個所があり、別記2に掲げる部分については非開示情報に該当しないと判断した。

ウ 教員や管理職の思想や心情に関する情報

内容を確認したところ、当該部分については思想心情に関する部分と単なる事実を記載された部分は分離して部分開示を行っており適正であると認められた。

(3) 人事に関する情報

ア 教員の勤務状況

記載されている内容は、校長の教員に対する評価などが記載されており、これらの情報が開示されると、率直な意見の交換等の人事事務に支障が生じることが考えられるため、条例第7条第5号の規定に該当し、非開示が妥当と判断される。

イ 処分案の非開示個所について

非開示となった部分を開示すると、懲戒処分検討事案についての量定を検討する際の着眼点等が明らかになり、今後の人事事務の公正性が失われる恐れがあるとの実施機関の説明は否定できない。

ただし、本県及び他県の類似事例とのバランスとの比較においては、年や職位を開示したとしてもそれらのおそれもなく、また、県名を除くことにより個人が特定されるおそれもない。さらに、懲戒処分の参考に記載されている以上、類似の事例が記載されていることは容易に想定されることから、概要欄記載事項のうち、個人が特定されない部分についても開示することが適当である。

ウ 調査の概要における非開示個所

この文書は実施機関の職員が、教職員やその上司である校長へ事故の概要や事故への思いを聞き取った記録であり、教員の心情、校長の教員への評価や心情等が複合的に記載されており、教員の評価等の人事に関する情報や教員等の心情が記載された部分が混在した記載が多いが、インカメラ審理の結果、それらの情報と、それに該当しない単なる事実部分は概ね適正に分離して部分開示を行っており、非開示とされた部分については条例第7条第5号の人事に関する情報又は同条第2号の個人が特定されなくてもなお個人の利益を害する情報に該当し、非開示とした実施機関の判断は概ね妥当である。

ただし、人事情報、教員の心情等の非開示情報に該当しない単なる事実等が記載された別記2の記載については開示をすべきである。

4 非開示理由の提示について

部分開示決定通知書の別紙に非開示個所とその理由の記載があるが、条例第7条第2号の条文をそのまま記載している箇所が散見されており、個人が特定される情報なのか、権利利益を害すると判断したのかが不明であり、非開示理由の提示としては不十分な個所がある。

5 結論

以上のことから、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 附言

対象公文書の特定にあたっては、条例第4条及び第6条において開示請求者及び実施機関の双方が相応の努力が求められているところ、本件では実施機関の努力が十分ではなかったと言える。改めて公文書の特定をするにあたっては、審査請求人と十分な意思の疎通を図られたい。

また、審査請求人が審査請求の過程において存在するはずと主張する文書は、その多くは作成、保管されていないため不存在との結果となっているが、単に不存在の事実を示すだけでなく、対象公文書が不存在である理由や経緯を丁寧に説明するよう留意されたい。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 (2021) 年12月24日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 4 (2022) 年 7 月19日 (第37回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明
令和 4 (2022) 年 8 月23日 (第38回審査会第 2 部会)	・ 審議
令和 4 (2022) 年 9 月20日 (第39回審査会第 2 部会)	・ 審議
令和 4 (2022) 年10月25日 (第40回審査会第 2 部会)	・ 実施機関への口頭による意見聴取 ・ 審議
令和 4 (2022) 年11月24日 (第41回審査会第 2 部会)	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議
令和 4 (2022) 年12月 6 日	・ 実地調査 (審査会事務局職員)
令和 4 (2022) 年12月13日 (第42回審査会第 2 部会)	・ 審議
令和 5 (2023) 年 1 月17日 (第43回審査会第 2 部会)	・ 審議
令和 5 (2023) 年 2 月14日 (第44回審査会第 2 部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
島 菌 佐 紀	弁護士	
篠 崎 文 男	(一社) 栃木県社会福祉士会 副会長	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)